後期高齢者医療制度 保険料額決定通知書が送付されます

後期高齢者医療制度に加入されている方へ6月中旬に**「平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」**を送付しますので、保険料額を確認してください。

●保険料の納め方

「年金からの天引き」＝年金支給月ごとに年金から差し引かれます。

「口座振替」＝新たに「口座振替」を希望される方は、手続きが必要です。
町国保医療係まで「預金通帳」と「届出印」をご持参ください。

「納入通知書」＝金融機関や役場出納室窓口で納めていただきます。
第1期納入期限は6月30日です。

年間保険料の計算方法（平成27年度）

■保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

均等割 【1人あたりの額】 51,472円	＋	所得割 【本人の所得に応じた額】 （所得－33万円）× 10.52％	＝	1年間の保険料 （限度額57万円） （100円未満切り捨て）

※所得とは　前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。また、社会保険料控除額、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は、適用されません。

●保険料の軽減

所得に応じて均等割と所得割に軽減があります。平成27年度より均等割2割・5割軽減の範囲が拡大されます。詳細についてはお問い合わせください。

医療費節約！虎の巻

皆さん一人一人の工夫によって、医療費は節約できます。ポイントを押さえ医療費を節約しましょう！

其の壱　はしご受診はやめましょう

同じ医療機関に通えば「再診料」で済みますが、違う医療機関にかかるとその都度高い「初診料」がかかります。同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。

其の弐　ジェネリック医薬品を利用しましょう

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望する方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることが出来ます。「希望カード」が必要な方は町国保医療係（役場③番窓口）までお問い合わせください。

国民健康保険税の仕組みと税額の計算方法

医療分（限度額 51 万円）　⇒①所得割額＋②資産割額＋③均等割額＋④平等割額⇒
後期支援分（〃 16 万円）　⇒①所得割額＋②資産割額＋③均等割額＋④平等割額⇒
※介護分（〃 14 万円）　⇒①所得割額＋②資産割額＋③均等割額＋④平等割額⇒

1 年間にかかる国保税

注）世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。
※ 40 ～ 65 歳未満の加入者（2 号被保険者）のいる世帯は、介護保険分も含めて計算します。

①所得割額＝（所得額－ 33 万円）×税率
前年の所得額から 33 万円を引いた額に各税率を掛けて計算
（加入者ごとに計算し、世帯で合計します）

②資産割額＝（固定資産税額）×税率
今年度の固定資産税額（土地・家屋分）に税率を掛けて計算

③均等割額＝（世帯人数）×（1 人あたりの金額）
世帯人数に 1 人あたりの額を掛けて計算

④平等割額＝定額
加入者のいる世帯に平等に掛かる金額

町の国保税の算定税率

	医療分	後期支援分	介護分
①所得割額	8.2%	1.8%	1.5%
②資産割額	37.0%	8.0%	3.0%
③均等割額	16,000 円	4,000 円	4,200 円
④平等割額	26,000 円	5,000 円	3,600 円
賦課限度額	510,000 円	160,000 円	140,000 円

※平成 27 年度国民健康保険税の変更点

○所得が少ない方に対する軽減（均等割額、平等割額）の拡大
5 割軽減の加入者数と特定同一世帯所属者数に乗ずる額が 24 万 5 千円から 26 万円に変更となりました。
2 割軽減の加入者数と特定同一世帯所属者数に乗ずる額が 45 万円から 47 万円に変更となりました。

軽減割合	軽減の対象となる世帯の所得基準
7 割	世帯所得が 33 万円以下の世帯
5 割	33 万円＋ 26 万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2 割	33 万円＋ 47 万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下

※国民健康保険税の計算などについてご不明な点がある方は、下記にお問い合わせください。
町福祉医療課国保医療係　☎ 56-8006 ／町税務課住民税係　☎ 56-8003

其の参　特定健診などを受けましょう
病気の早期発見・早期治療は医療費を抑えます。定期的な健診を心がけましょう。

其の四　薬を正しく使いましょう
自身の判断で薬の用量を変えてしまうと、本来の効果が期待できないほか、思わぬ副作用が起こることがあります。薬は医師・薬剤師の指示に従って正しく使いましょう。

ジェネリック医薬品とは・・・

新薬の特許が切れてから、別会社で販売された薬。
有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な薬。

※効き目・安全性について
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。※ただし、ご希望の際には必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

※価格について
ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によっても異なりますが、新薬により 3 割以上、中には 5 割以上安くなるものあります。